

# 加入光ファイバに係る接続制度の在り方について

## 答申(案) 概要

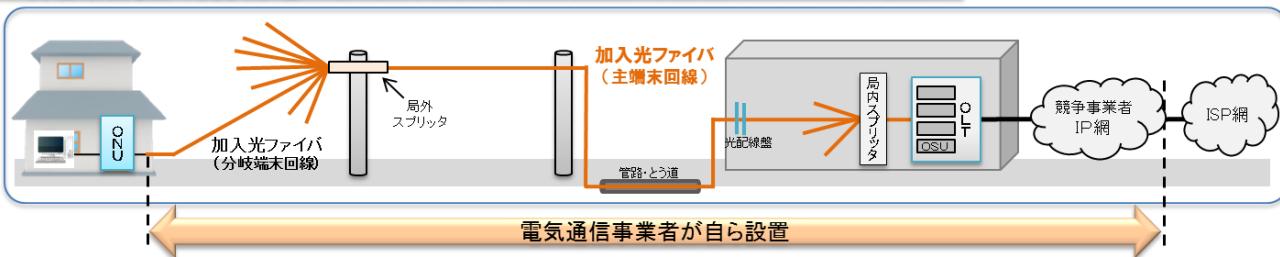
---

平成27年9月14日  
情報通信審議会  
電気通信事業政策部会

# 1. 制度の概要等(FTTHサービスの提供形態)

- FTTHサービスを提供する場合、「自己設置」「接続」「卸役務」の提供形態があり、当事者の選択に委ねられている。
- このうち、「接続」は、通信速度や料金の多様化を可能とするOSU(光回線伝送装置)等の自己設備を設置するため、「自己設置」と「卸役務」の中間的存在である。NTT東西が競争事業者に加入光ファイバを貸し出す際の接続料や接続条件は、認可制であり、接続料は原価に基づく算定が求められる。
- 「卸役務」については、本年の電気通信事業法改正により事後届出制が導入された。

## 「自己設置」型の提供形態 (電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供)



設備投資額  
(参入の困難度)  
サービスの多様性

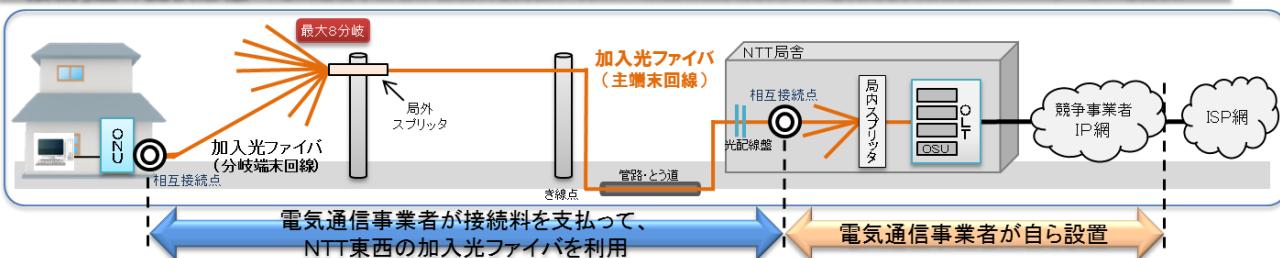
NTT東西による  
ネットワークの  
貸出しルール

大 大

電力系事業者  
・ケイオブティコム  
・STNet  
・QTNet 等  
KDDI(東京23区等)  
等

約350万契約  
(H26.3末)

## 「接続」型の提供形態 (電気通信事業者が接続料を支払って、NTT東西の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供)

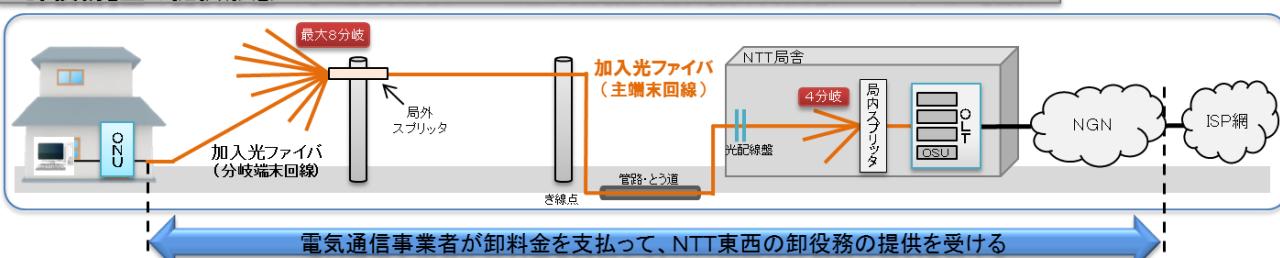


中 中

約100万契約  
(H26.3末)

平成9年に整備  
・認可制  
・接続料は、原価に基づき  
算定され、接続料額に規定  
(全事業者に一律に適用)

## 「卸役務」型の提供形態 (電気通信事業者がNTT東西から卸役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供)



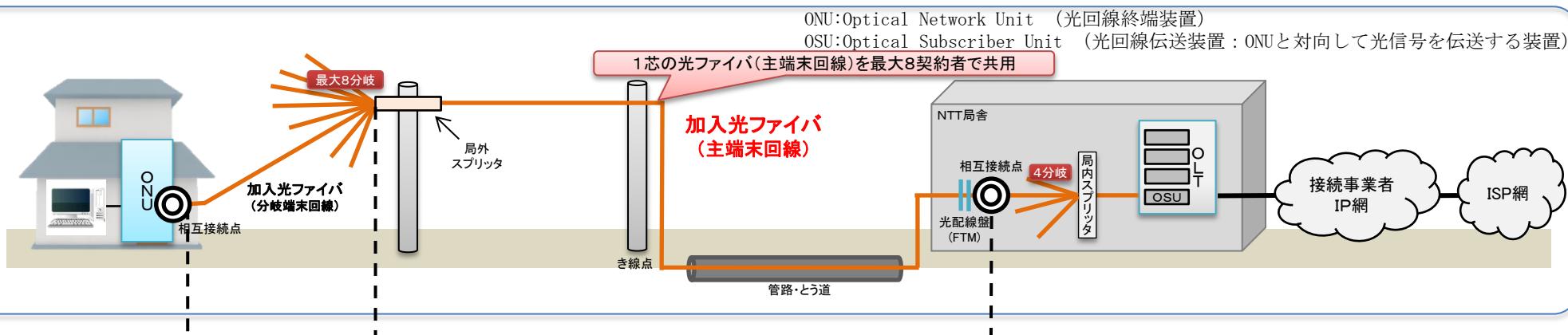
小 小

平成27年改正で整備  
・事後届出制  
・卸料金は、相対契約により  
個別に設定することが可能

※ 上記の契約者数は、50万単位の概数としている。

# 1. 制度の概要等(加入光ファイバに係る現行の接続料)

- 現行の算定方法では、主端末回線の接続料は、芯線数単位で設定されているため、1芯線に収容する契約者数が増えても接続料の負担は変わらない。
 
$$\text{主端末回線の接続料} = \frac{\text{接続料原価}}{\text{利用芯線数(主端末回線の利用回線数)}} = \frac{1,151\text{億円}}{359\text{万回線(芯線)}} \Rightarrow 2,808\text{円/主端末回線(芯線)}$$
- 光配線区画の中で主端末回線に収容する契約者を増やす(収容率を高める)ことで、「接続」型の事業者にとっては、1契約者当たりの費用を引き下げることが可能になる。



	分歧端末回線等	主端末回線
事業者の負担額	517円/分歧端末回線	2,808円/主端末回線(1芯線) :最大8契約者を収容

1芯当たり収容数1の事業者の場合



$$2,808\text{円} \div 1 = 1\text{契約者当たりの費用 } 2,808\text{円}$$

1芯当たり収容数2の事業者の場合



$$2,808\text{円} \div 2 = 1\text{契約者当たりの費用 } 1,404\text{円}$$

1芯当たり収容数3の事業者の場合



$$2,808\text{円} \div 3 = 1\text{契約者当たりの費用 } 936\text{円}$$

(参考) 主な事業者の利用者料金

	NTT東	NTT西	KDDI	ソネット
利用者料金 (契約料金ベース)	5,400円 +プロバイダ料	5,200円 +プロバイダ料	5,300円 (2年契約)	4,743円 (2年契約)

FTTHサービス料金の  
費用構造(イメージ)

利潤
営業費等
設備費用
主端末回線に係る 費用(※)
分歧端末回線に係る 費用

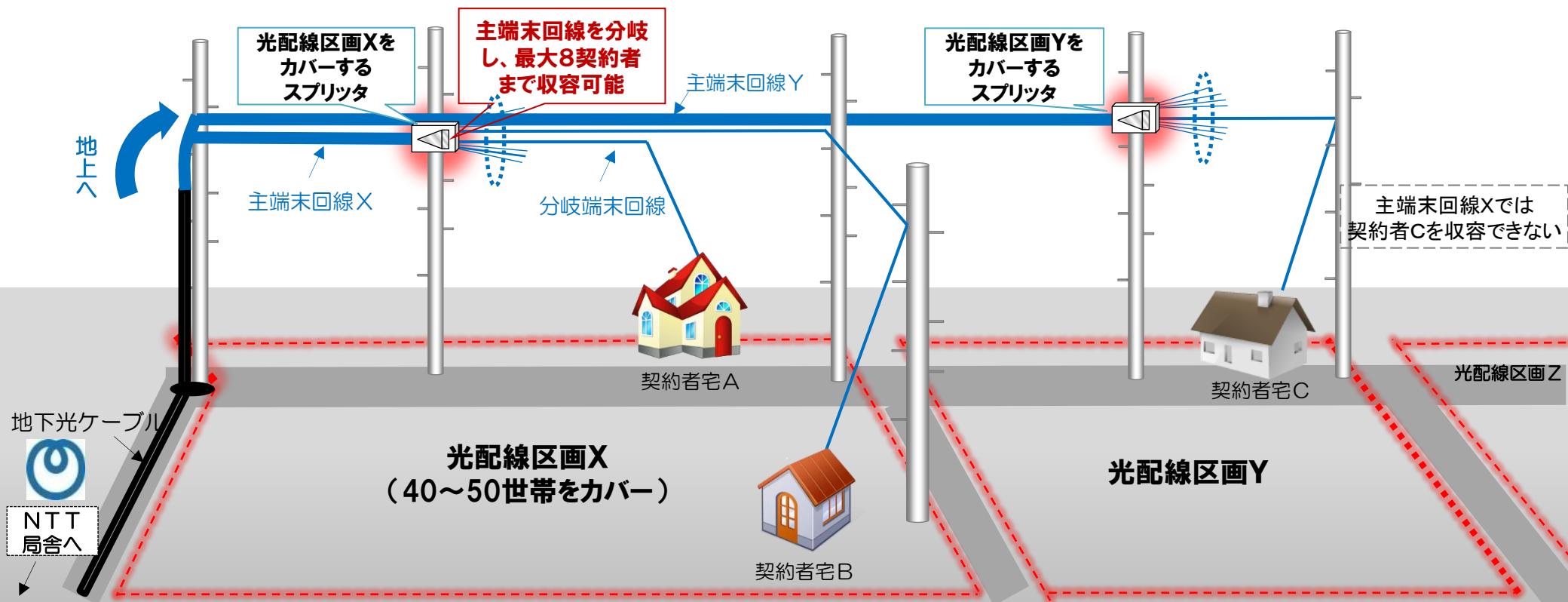
↑  
1契約者  
当たり料金の  
構成要素

※ NTT東西に支払う主端末回線の接続料は定額(2,808円)であるため、回線に収容する契約者数が増えれば、「割り勘」効果で1契約者当たりの費用は安くなる。

# 1. 制度の概要等(光配線区画に関する課題)

- NTT東西は、戸建て向けFTTHサービスについて、主端末回線を分岐する「スプリッタ」を電柱に設置し、1芯線の主端末回線に最大8契約者を収容している。
- 1つのスプリッタがカバーする地理的範囲はNTT東西が決定しており、「光配線区画」と呼ばれ、1区画に40~50世帯が存在している。異なる区画に属する契約者は、同一の芯線に収容することができず、1芯線に収容できる潜在的な契約者の数が制約される。
- 「接続」型事業者が借りた主端末回線の収容率が低水準にとどまれば、1契約者当たりの費用を引き下げることができず、他事業者からは、費用構造上、高い収容率を実現しているNTT東西との競争は困難との指摘がある。

## 設備のイメージ



## 2. 情郵審第二次答申を踏まえた取組とその後の環境変化

### (1) 情郵審第二次答申までの経緯

- 光配線区画内の獲得利用者数の多寡に依存しない接続料体系として、競争事業者からは分岐単位接続料※1の導入の要望があり、その是非について長年※2議論が行われてきた。

※1 接続料算定式の分母として、主端末回線の利用芯線数ではなく、分岐端末回線の利用回線数の合計を用いて算定する接続料。

※2 平成18年度より計4回、審議会において検討されている。

- 分岐単位接続料の実現には課題があるとされ、導入すべきとの結論には至らなかった。

### (2) 情郵審第二次答申(平成24年3月29日)の概要

- 分岐単位接続料の導入の是非について再度検討が行われたが、依然として様々な解決すべき課題があることから、この方策を講じるのではなく、NTT東西の配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューといった早期に導入可能な方策を講じることが適当とされ、分岐単位接続料の導入は見送られた。

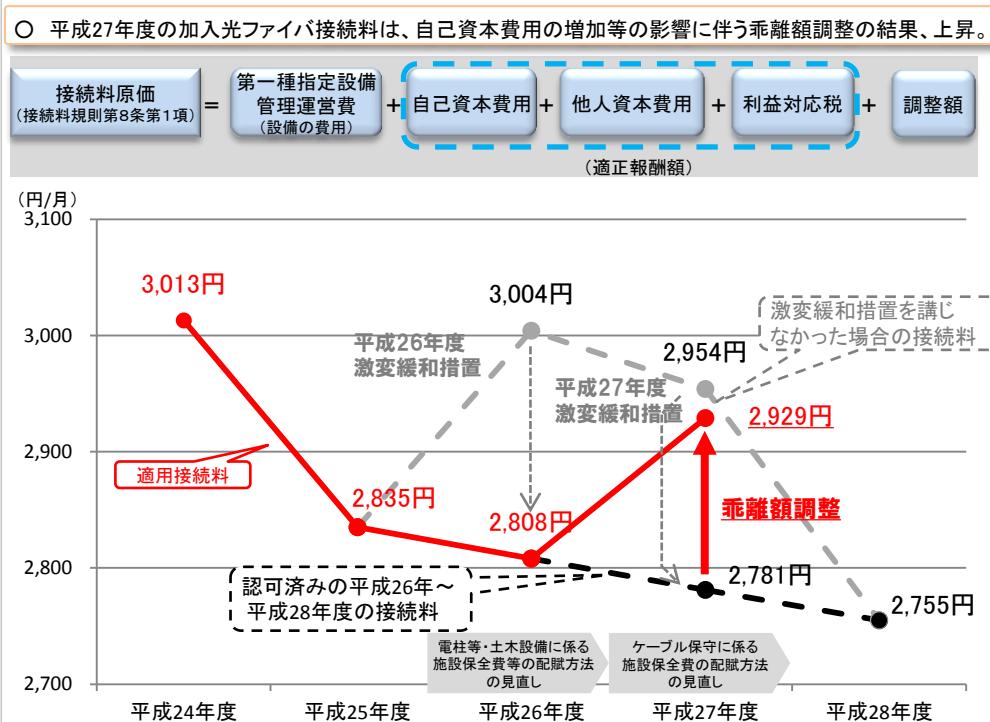
### (3) 情郵審第二次答申を踏まえた取組とその評価

- 第二次答申を踏まえた約3年間の取組の実績は次のとおりであり、いずれの取組についても、接続事業者が利用する加入光ファイバの収容率を高める観点から成果を上げたと評価するには十分とはいえない。
  - ・ 既存の光配線区画の見直し：一定の統合実績はあるものの、総数に占める統合率は、東で約0.9%、西で約3.8%。
  - ・ 接続事業者向け光配線区画の新設：平成26年1月に、本格導入した場合の接続料等を開示したが、利用実績なし。
  - ・ エントリーメニューの導入：平成25年3月からエントリーメニューの提供を開始したが、利用実績なし。

## 2. 情郵審第二次答申を踏まえた取組とその後の環境変化

### (4) 加入光ファイバに係る接続料の推移と上昇傾向

- 加入光ファイバに係る接続料は、平成26年度まで一貫して低廉化してきたが、平成26～28年度は、需要の伸びの鈍化等の影響により下げ止まり傾向にあり、**平成27年度は、乖離額調整の結果、初めて上昇した。**
- 今後とも、景気の回復等により接続料の算定に用いられる「自己資本利益率」が高い水準となれば、乖離額調整の適用が認められている**平成30年度まで更に上昇する可能性**がある。



### (5) NTT東西による「サービス卸」の提供の開始

- NTT東西は、**平成27年2月から、「サービス卸」※の提供を開始した。**  
※ 一般の利用者向けに提供されてきた「フレッツ光ネクスト」等のサービスを他の電気通信事業者向けに提供するもの。
- 現在、NTT東日本エリアでは81社、NTT西日本エリアでは82社が「サービス卸」を利用し、契約者数は27万契約に達するなど、急速に増加している。

### 3. 加入光ファイバに係る接続制度の在り方

#### 基本的な考え方

- 「接続」型の提供形態は、我が国のFTTH市場におけるイノベーションの創出やサービスの多様性を図る観点から、今後とも、多様な事業者によって広く活用されることを期待すべき提供形態であり、
  - ・ 接続料が接続事業者にとって利用しやすく、
  - ・ 接続条件についても、円滑な接続の実現が図られるものであることが必要。
- 事業者が資金力や事業戦略に応じて、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態の中から合理的に選択できる環境が整備され、これらのバランスが適切に保たれることにより市場全体の需要増につながることが重要である。

#### (1) 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方

##### ① 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置

- 戸建て向けFTTH市場において、接続事業者に対する加入光ファイバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、「接続」型の提供形態の利用の促進に資する。
- NTT東西が提案した償却方法の定額法への見直しについては、企業努力による更なる効率化・費用削減、「コスト把握の精緻化」※1の取組に関する効果と併せて、相当の接続料の低廉化が期待※2できる。

※1 分岐端末回線に係る接続料の算定方法に起因して、主端末回線のコストに分岐端末回線のコストが含まれている場合の見直し。

※2 NTT東西の推計では、1主端末回線当たりの接続料(平成27年度2,929円)は、平成31年度には2,000円程度になる見込み。

### 3. 加入光ファイバに係る接続制度の在り方

#### ① 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置（つづき）

- 一方、委員会における審議では、光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況において、「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、関係事業者等から提案があつたように、一部の費用負担を「契約者数比」に改め、接続料体系を見直すことも一案との意見等もあつた。
- しかし、NTT東西による取組と接続料体系の見直しを同時に行う場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えられ、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、「自己設置」型事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。
- このため、まずは、NTT東西において、償却方法の定額法への移行等の取組について、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当であり、総務省においては、NTT東西による取組の実施状況を注視し、接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果を検証することが適当である。
- また、接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する事業者に対して、主端末回線の接続料原価を構成する一部の費用の負担を一時的に「契約者数比」とすることなどの措置により、当該年度の接続料を前年度と同水準以下として、その差額はNTT東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、この一時的な算定方法の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が前年度水準を下回った段階で接続料に加算して回収することが適当である。

### 3. 加入光ファイバに係る接続制度の在り方

#### ② 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し

- 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、改めて見直しの検討を行うことが適当である。
- 特に、接続料の算定方法の在り方については、接続料原価を構成する個別費用の負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。

#### ③ 「サービス卸」の卸料金との関係について

- 総務省において、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当である。

#### ④ 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し

- NTT東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計等の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」※と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当である。
 

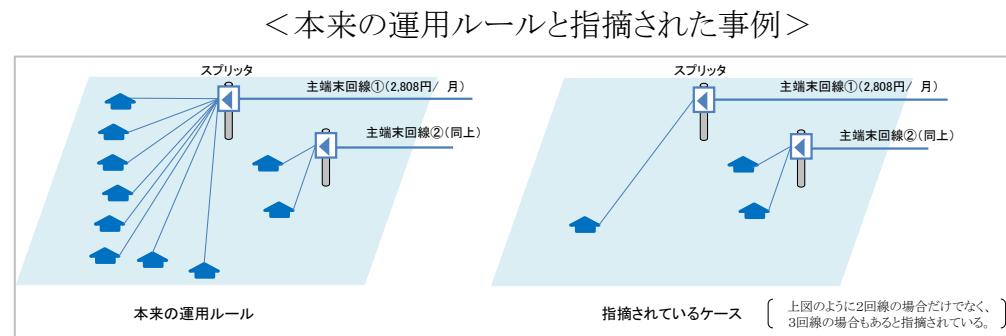
※ 長期増分費用方式の接続料算定に用いる耐用年数
- ただし、上記によらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠(推計結果等)を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT東西自らが公表することが適当である。

### 3. 加入光ファイバに係る接続制度の在り方

#### (2) その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方

##### ① 「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方

- 一の光配線区画の中での接続事業者の契約者が8に満たないにもかかわらず2芯線以上が貸し出されている実態があるため、NTT東西において、1本の芯線には8契約者まで収容するという「8収容」の原則等を接続約款に明文化することが必要である。
- なお、実効性を確保する観点から、例えば、電気通信事業法施行規則を改正するなど、原則を接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。



##### ② 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方

- NTT東西が接続事業者に提供する光配線区画に関する情報について、
  - ・ NTT東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、情報の精度を向上させるために必要な措置を検討し、内容を公表することが適当である。
  - ・ 総務省において、区画の特定に必要な情報(区画内の全ての電柱の位置情報等)が新たに提供されるよう告示の見直しを行うことが適当である。

#### ③ 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

- NTT東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。
- また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。
- 総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率等に大きな影響を与えるものであることに鑑み、区画の分割・縮小の状況やNTT東西による措置の実施状況について注視することが適当である。

### 3. 加入光ファイバに係る接続制度の在り方

#### (3) 見直しのスケジュール

- 上記(1)①及び④については、NTT東西において、平成28年度から上記措置を反映すべく接続約款の変更認可申請を行うことが適当である。
- 上記(2)については、総務省において電気通信事業法施行規則の改正等に着手し、制度改正を踏まえて、NTT東西において接続約款の改正手続を速やかに開始することが適当である。